

届出制手数料届出書

~~届出制手数料変更届出書~~

初めて届出制手数料を定めるときは「届出制手数料変更届出書」を、定めた届出制手数料の内容を変更するときは「届出制手数料届出書」を抹消してください。

① 令和0年00月00日

(ふりがな) かぶしきがいしゃやまぐちろうどう

②届出者氏名

株式会社山口労働

代表取締役 中河原 太郎

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許可番号	35-ユ-000000	③欄は、許可申請の場合は空欄にしてください。
(ふりがな) ④氏名又は名称	かぶしきがいしゃやまぐちろうどう 株式会社山口労働	
(ふりがな) ⑤所在地	〒753-0000 電話083(995)0000	
	やまぐちけんやまぐちしなかがわらちよう 山口県山口市河原町0番地00	⑤欄は、届出者の住所を記載してください。
		⑥欄は、許可申請の場合は空欄にしてください。定めた届出制手数料の内容を変更する場合は事前届出が必要なため、労働局提出の翌日以降の日付を記載してください。
⑥適用開始・変更予定日	年 月 日	
⑦届出・変更届出内容	別紙手数料表のとおり	
⑧備考	担当者：総務担当 平川 涼子 083-995-0000	

⑦欄について、様式例第3号-1~3を参照して手数料表を作成・添付してください。複数の事業所でそれぞれ異なる手数料表を適用する場合は、事業所ごとに手数料表を作成してください。

複数の事業所で同一の手数料表を適用する場合は、⑧欄にその事業所名を記載してください。